

福祉新聞 2010 年 3 月 8 日（月）

< 障害者の移動介護削減は違憲 >

弁護士会、大田区に勧告

東京都大田区に暮らす全身性障害者の鈴木敬治さん（58）が、支援費制度の時に利用していた月 124 時間の移動介護が大幅に削減されたのは人権侵害だと訴えている問題で、第二東京弁護士会は 2 月 24 日付で、区への対応は憲法違反だとして「適切な勘案調査をした上で支給量を決定すべき」と区に勧告した。

鈴木さんが日本弁護士連合会の人権擁護委員会に人権救済を申し立て、この事件を担当した第二東京弁護士会が審査していた。申し立ては 2004 年 7 月に行われたもの。鈴木さんの代理人によると、人権擁護委の介護保障に関する違憲判断は初めて。



移動の自由を訴える鈴木さん

2003 年当時、鈴木さんは月 124 時間の移動介護を利用していたが 2004 年、区が一律月 32 時間を上限にすることを決定。鈴木さんへの支給量も 32 時間に激減したため、2005 年、鈴木さんはこの行政処分は違法だと区を提訴した。

その東京地裁判決（2006 年 11 月）では、審理の途中で支援費制度が障害者自立支援法に変わったことを理由に鈴木さんの請求が却下されたものの、「区が個別事情を勘案しないで一方的に削減したことは、裁量権の範囲を逸脱する違法な行政処分」との判断が示された。月 124 時間の必要性も確認された。

しかし判決後も、区は 2007 年 1 月になって鈴木さんの移動介護を月 90 時間に増やしはしたが、月 124 時間に戻していない。そこで鈴木さんは、判決を尊重するよう求めて 2008 年 10 月、再び区を提訴。第 2 次訴訟として現在も争っている。

第 2 次訴訟は 3 月 16 日に結審し、5 月ごろ判決の見通し。東京地裁で訴訟が進むかたわら、日弁連の人権擁護委に救済を申し立てていたルートから区への勧告が出された形だ。

勧告に強制力はないが、いまだに月 90 時間しか認めていない支給決定を「裁量権を逸脱するもので申立人の生存権を侵害する憲法違反」と断定しており、鈴木さん側は「次の

判決を待つまでもなく、区は月 124 時間に戻すべきということだ」と受け止めている。

鈴木さんは電動車いす利用者だが、講演会に参加したり障害者からの相談に応じたりもしており、実際には月 200 時間程度外出するという。